

広島県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坪井歯科クリニック	大竹市油見二丁目六―七	平成二八年七月一日
オレンジ歯科クリニック	東広島市西条土与丸六丁目一―二二	平成二八年七月一日
東広島市社会福祉協議会北部訪問看護ステーション	東広島市福富町久芳一五四五番地一	平成二八年四月一日
長谷川医院	東広島市豊栄町清武一〇	平成二八年五月一日
みずの耳鼻咽喉科	廿日市市串戸四丁目一四番一四号二階	平成二八年六月一日
クオール薬局安芸太田店	山県郡安芸太田町下殿河内二三六番三	平成二八年七月一日